

令和5年2月文京区議会定例議会追加提案事項

1 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（新規制定）

- (1) 提案理由 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、文京区における個人情報保護制度について必要な事項を定めるため、提案する。
- (2) 主な内容
 - ア 趣旨及び定義
 - イ 責任者の設置
実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報の保護管理に係る責任者を置く。
 - ウ 事務の登録等
実施機関は、個人情報を取り扱う事務の実施に際し、個人情報事務登録簿へ登録等を行い、当該個人情報事務登録簿を閲覧に供する。
 - エ 開示請求書の記載事項
 - オ 不開示情報を開示できる期日の明示
 - カ 開示決定等の期限等
実施機関は、法に規定する各期間内において、速やかに開示決定等を行うよう努める。
 - キ 手数料等
開示請求に係る手数料は無料とし、開示の実施に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。
 - ク 審議会への諮問等
 - (ア) 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。
 - (イ) 実施機関は、個人情報の取扱いに係る状況を適切に把握するため、毎年一回、当該状況について審議会へ報告する。ただし、実施機関が必要があると認めるときは、随時審議会へ報告することができる。
 - ケ 運用状況の公表
区長は、毎年一回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和5年4月1日
 - イ 文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号。以下「旧条例」という。）の廃止
 - ウ 旧条例の廃止に伴う経過措置
旧条例における実施機関等の義務、施行期日前になされた自己情報の開示等の請求の取扱い等については、従前の例によることとする経過措置を定める。
 - エ 文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年6月文京区条例第25号）の一部改正
引用法令の整備「文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）」→「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（第9条第1項）

2 文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 審議会の所掌事務を、次に掲げる事項について実施機関の諮問に応じて審議し、答申することへ変更し、当該事項について実施機関へ建議を行うことができることとする。（第2条）
 - ㊦ 情報公開制度の運営に関する重要事項に関すること。
 - ㊧ 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例第9条第1項の規定等により実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。
 - ㊨ 特定個人情報保護評価等に関し、実施機関が特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。
 - ㊩ 死者に関する情報に関すること。
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

3 文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に関する審査請求に係る根拠規定について、引用法令の整備を行う。（第2条）
 - イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

4 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1, 545人	→	1, 568人	(23人増)
イ 議会の事務部局の職員	10人	→	10人	(増減なし)
ウ 教育委員会の事務部局の職員	212人	→	213人	(1人増)
エ 教育委員会の所管に属する学校の職員	157人	→	155人	(2人減)
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	7人	→	7人	(増減なし)
カ 監査委員の事務部局の職員	6人	→	6人	(増減なし)
合計	1, 937人	→	1, 959人	(22人増)
- (3) 施行期日 令和5年4月1日

5 文京区印鑑条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 移動端末設備を用いた印鑑登録証明の申請に係る規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 (第19条の2)
移動端末設備利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備を利用し、印鑑登録証明書の交付を申請することができることとする。
- (3) 施行期日 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日

6 文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 手数料に係る特例の適用期限を延長するため、提案する。
- (2) 改正内容
令和3年6月1日前に食品衛生法（昭和22年法律第233号）等に係る営業の許可を受けていた者が当該営業の継続のために営業の許可の申請を行う場合において、適用される更新申請手数料の額が改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を超えるときは、当該改正前の条例に基づく更新申請手数料の額を適用することとする特例について、適用期限を1年延長し、令和6年3月31日までとする。（付則第4項）
- (3) 施行期日 公布の日

7 文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 手数料の徴収に係る区分を改めるほか、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
ア 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画について、共同住宅等における住戸単位の認定が廃止されたことに伴い、当該認定及び変更認定の申請に係る手数料の規定を削る。（別表第2及び別表第3）
イ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 江戸川橋B自転車駐車場に一時利用制自転車駐車場を新設するため、提案する。
- (2) 改正内容
一時利用制自転車駐車場の新設（別表第1）
江戸川B自転車駐車場 東京都文京区関口一丁目20番先
- (3) 施行期日 令和5年6月1日

9 文京区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
ア 文京区子ども・子育て会議条例（平成25年6月文京区条例第31号）
イ 文京区保育所における保育に関する条例（昭和62年3月文京区条例第11号）
ウ 文京区立認定こども園条例（平成27年10月文京区条例第68号）
- (3) 改正内容 法の一部改正に伴う引用条文の整備
- (4) 施行期日 令和5年4月1日

10 文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除（第26条）
 - イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴う引用条文の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)イについては令和5年4月1日

11 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を実施すること等を義務付けることとする。（第7条の2）
 - イ 家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは乗降時の点呼等による所在確認を、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときはブザー等の設置及びこれによる降車時の所在確認を行うことを義務付けることとする。（第7条の3）
 - ウ 懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定の削除（第13条）
 - エ その他規定の整備
- (3) 施行期日 公布の日。ただし、(2)ア、イ及びエについては令和5年4月1日

12 公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）請負契約

- (1) 契約の目的 公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金2億2,748万円
- (4) 契約の相手方 東京都港区三田四丁目7番27号
株式会社日比谷アメニス
代表取締役 伊藤幸男

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和6年3月1日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 総務費 防災対策費
土木費 公園緑地費
令和5年度 債務負担行為

13 文京区立元町公園整備工事（第一期）請負契約

- (1) 契約の目的 文京区立元町公園整備工事（第一期）
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による
随意契約
- (3) 契約金額 金2億4,318万3,600円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区後楽一丁目1番13号小野水道橋ビル4階
株式会社小野組東京支店
東京支店長 松岡毅

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和5年12月20日まで
- ② 支出科目等 令和4年度 一般会計 土木費 公園緑地費
令和5年度 債務負担行為

14 訴えの提起について

- (1) 提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、提案する。
- (2) 相手方 区営住宅に居住していた者
- (3) 概要 相手方は、区営関口二丁目アパート（以下「本件住宅」という。）に居住していた際の使用料及び共益費並びに原状回復及び残置物の処分に要した費用（以下「使用料等」という。）を長期にわたり滞納しており、区の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。
このため、区は、本件住宅の使用料等について、相手方に対し、令和4年10月28日を期限として連絡をするよう通知をしたが、相手方は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。
- (4) 請求の趣旨
 - ア 相手方に対し、使用料等滞納分を支払うことを求める。
 - イ 訴訟費用は、相手方の負担とする。
 - ウ 仮執行の宣言を求める。
- (5) 訴訟遂行の方針 訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

【参考】

使用料等滞納分 1,202,890円

15 令和4年度文京区一般会計補正予算

16 令和4年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

17 令和4年度文京区介護保険特別会計補正予算

18 令和4年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算